

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が別表2の「決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付けで行った同表の「処分の内容」欄に掲げる各処分（以下「本件各処分」という。）のうち、別表3に掲げる部分は開示をすべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、別表1の「開示請求番号（請求年月日）」欄に掲げる各日付で実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、同表の「請求内容」欄に掲げる内容の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件各請求に係る公文書として、別表2の「公文書の名称」欄に掲げる各公文書（以下「本件各公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件各処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、令和6年（2024年）1月28日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨（抜粋）

令和5年10月30日付け令5物品管理第1517号の「いわゆるセンチュリー訴訟に係る弁護士費用の内訳及び総額が記載された訴訟代理人作成の請求書その他の文書」（以下、「本件処分1」という）における代理人弁護士の着手金、日当及び報酬金の額及び算定方法並びにこれらの額の推定を可能にする金額（消費税及び地方消費税の額等）の非開示決定の取り消しを求める。その他の非開示決定（事件番号、原告の氏名、証人の氏名、弁護士の印影、振込先の金融機関名、支店名及び口座番号）については争わない。

次に、令和5年11月29日付け令5物品管理第1708号「いわゆるセンチュリー裁判に係る代理人との委任契約書」（以下、「本件処分2」という）における代理人弁護士の着手金、日当及び報酬金の額及び算定方法並びにこれらの額の推定を可能にする金額（消費税及び地方消費税の額等）の非開示決定の取り消しを求める。その他の非開示決定（事件番号、弁護士の印影）については争わない。

実施機関による本件処分 1 及び 2 は、いわゆる「センチュリー裁判」の弁護士費用という公金支出を県民等がチェックできないのは不当であり、透明性の欠如がある。また、山口県情報公開・個人情報保護審査会においても県が関係する訴訟の弁護士費用の非開示決定の是非が過去に審議されたことがないことも、本審査請求に至った次第である。

2 審査請求の理由（審査請求書抜粋）

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見（反論書 抜粋）

（省略）

第 4 実施機関の説明要旨（弁明書 抜粋）

（省略）

第 5 主張書面又は資料の提出の求め

（省略）

第 6 審査会の判断

1 本件各公文書について

実施機関が別表 2 のとおり特定した文書については、訴訟代理人から提出された請求書等であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第 2 条第 2 項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第 7 条各号（不開示事由）の該当性について

（1）条例第 7 条について

① 第 3 号について

条例第 7 条第 3 号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次の本号イ又はロに掲げる情報に該当する場合は、不開示とすることを定めている。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

これは、法人等及び事業を営む個人の正当な権利利益が害されることのないよう、不開示とする法人等情報の要件を定めたものである。

なお、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、また、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるとしている。

また、本号ただし書では、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、例外的に開示するものと定めている。

② 第6号について

条例第7条第6号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次の本号イからホに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

これは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

また、上記のイからホまでの規定は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障が例示的に挙げられているものであり、本号の規定の対象となる事務及び事業は、これらに限られないとされている。

なお、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断

することとされている。

(2) 判断

審査会において、本件対象公文書をインカメラ審理により実際に見分し、実施機関が不開示とした部分の情報が、条例第7条第3号（法人等情報）、同条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当するかを検討したところ、以下のとおりであった。

① 条例第7条第3号該当性について

本件対象公文書の不開示部分の一部に、審査請求人が指定した訴訟に係る県の代理人弁護士の手当金、日当及び報酬金の額及び算定方法並びにこれらの額の推定を可能にする金額（消費税及び地方消費税の額等）（以下、「本件弁護士報酬等」という。）が記載されていることを確認した。

弁護士費用については、一般的に、弁護士の作成する報酬に関する基準等に基づいて、事件の重大性、複雑性その他事件に関する事情を総合的に勘案して、弁護士と依頼者の協議により決定するものであることから、実施機関が主張するように、個々の弁護士において、どのような訴訟事件をどの程度の報酬額等で受任するのかという情報については、事業活動上の方針でもあり、弁護士自身のノウハウに関するものであること、そして、本件弁護士報酬等が公開された場合には、今後当該弁護士が依頼者と弁護士費用の交渉をするに際して、本件ケースを材料にされ、競争上・営業上の不利益を被る蓋然性があるといった側面があることは否定できない。

しかし一方で、本件は地方公共団体である県との契約に関するものであり、当該契約に基づく本件弁護士報酬等の情報は、公金の支出に関する情報で、県は予算の適正な執行について説明する責任を有することから、公益性の高い情報として、特段の事情がない限り一般に公にされるべき性質のものであると認められる。

また、実施機関は、依頼者と弁護士との委任契約は、相互の人的な信頼関係が非常に重要であって、本件弁護士報酬等が開示されることで、依頼者が弁護士に一旦不満や不信感を抱くことも考えられる旨を主張するが、地方公共団体が支払う弁護士費用は、内容に応じた一定の幅を超えない範囲において、最終的には予算の範囲内で決定、支出されることに鑑みると、特定の訴訟事件に係る弁護士費用が明らかになったとしても、これを知った他の依頼者との信頼関係を損なうとまでは考えにくく、実施機関の予算執行に係る情報として説明責任の範囲内であると認められ、その額を公にされることが当該弁護士にとって容認し難いものであるとまでは認められない。

よって、本件対象公文書に記載されている本件弁護士報酬等の情報は、これを開示することにより、本件弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益が害される特段の事情があるとは認められないことから、これらの情報は条例第7条第3号に該当しない。

② 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件弁護士報酬等が明らかとなった場合、2者の弁護士事務所がそれぞれの報酬額等を知ることにより、自己の弁護活動が正当に評価されていないとして

県に対する不信感を抱き、今後の争訟事務の処理について、当該弁護士の理解、協力を得ることが困難となり、その結果、訴訟事件及び将来の争訟事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性が認められることを理由として、条例第7条第6号柱書及び同号ロの不開示理由に該当するとも弁明書において主張している。

しかし、上記①のとおり、本件は地方公共団体である県との契約であることから、公金の支出に関する情報で、特段の事情がない限り一般に公にされるべき性質のものであり、仮に一部の弁護士が県に不信感を抱いた結果、理解や協力を得ることができなくなった場合においても、他の弁護士に依頼するなどの手法を選択することができることから、このことをもって、直ちに同種の事務を行うにつき支障が生じる事態は発生し得ないと考えられる。

よって、本件弁護士報酬等を開示することにより、実施機関の事務又は事業の適正な遂行及び契約、交渉又は争訟に係る事務に関し実施機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとまでは認められないことから、これらの情報は条例第7条第6号にも該当しない。

6 その他

審査請求人は本件弁護士報酬等以外の「その他の非開示決定（事件番号、原告の氏名、証人の氏名、弁護士の印影、振込先の金融機関名、支店名及び口座番号）については争わない」と主張しているため、その他不開示部分については当審査会において審査しない。

7 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第7 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表 1（開示請求の内容）

開示請求番号 (請求年月日)	請求内容
請 求 1 (令和5年10月27日付け)	センチュリー訴訟（山口地裁から最高裁まで）に係る弁護士費用の内訳（着手金、報酬金、手数料、法律相談料、日当、実費、交通費、宿泊費等）及び総額に関する文書
請 求 2 (令和5年11月23日付け)	「センチュリー裁判」に係る代理人との委任契約書

別表 2（別表 1 の開示請求に対する実施機関の処分等の内容）

開示請求 番 号	公文書の名称	処分の 内 容	決定通知書の日付 及び文書番号
請求 1	いわゆるセンチュリー訴訟に係る弁護士費用の内訳及び総額が記載された訴訟代理人作成の請求書その他の文書	部分開示 決 定	令和5年10月30日 令5物品管理第1517号
請求 2	いわゆるセンチュリー裁判に係る代理人との委任契約書	同 上	令和5年11月29日 令5物品管理第1708号

※上表の「公文書の名称」欄に掲げる内容は、本件各処分の部分開示決定通知書の「公文書の名称」欄に記載されている内容

別表 3 審査会が開示すべきと判断した部分

開示すべき部分
着手金、日当及び報酬金の額及び算定方法並びにこれらの額の推定を可能にする金額（消費税及び地方消費税の額等）

別紙

審査会の審査経過等

年	月	日	経	過
令和6年	5月	10日	実施機関から諮問を受けた。	
令和7年	5月	22日	事案の審議を行った。	
令和7年	10月	7日	事案の審議を行った。	
令和7年	12月	23日	事案の審議を行った。	
令和8年	2月	5日	事案の審議を行った。	
令和8年	3月	19日	事案の審議を行った。	
令和8年	5月	29日	事案の審議を行った。	
令和8年	7月	27日	事案の審議を行った。	
令和8年	10月	6日	事案の審議を行った。	

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第二部会）委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和7年8月31日まで)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
中 坪 良 子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
綿 部 未 央	行政書士	

(令和8年10月6日現在)